

改正

昭和57年 3月31日教育委員会規則第7号

昭和58年 5月16日教育委員会規則第9号

昭和60年 3月 1日教育委員会規則第1号

平成 3年 3月30日教育委員会規則第3号

平成 3年 5月27日教育委員会規則第6号

平成 4年 3月23日教育委員会規則第1号

平成17年11月16日教育委員会規則第13号

鹿沼市体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市体育館条例（昭和50年鹿沼市条例第11号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理料)

第2条 教育委員会は、条例第3条の規定により鹿沼市体育館（以下「体育館」という。）の管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

(利用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、鹿沼市体育館利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第4条 指定管理者は、体育館の利用を許可したときは、鹿沼市体育館利用許可書を前条の申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日教委規則第7号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年5月16日教委規則第9号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月1日教委規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月27日教委規則第6号)

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月16日教委規則第13号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鹿沼市体育館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。